

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

「滞在型パト」でじっくり指導

安全管理の心構えを若手に伝える

鹿島建設東京土木支店

特集Ⅱ

死亡急増で危機感 災害減少へ全力注ぐ

平成29年度 主要労働局の重点施策

ニュース

建設業 安全経費確保へ実態把握

厚労省・国交省 専門家会議を設置

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2282

2017

5 / 15

■ 災害のあらし ■

A建設会社に勤務するXは、書類作成や顧客対応などの業務を主に担当していた。社内で唯一の国家資格保有者であったため、業務がX一人に集中し、法定労働時間を大きく超える長時間労働の状態が慢性化していた。また、Xは他の従業員に比べて勤続年数が長く、中堅的な立場にあったことから、営業目標達成の可否について上司から日常的に強い圧力がかけられていた。

Xは職場のほかに、自らの家庭でも問題を抱えていた。Xは、2人の子どもの育児方針をめぐる妻の両親から度々苦言を呈されていた。とりわけ舅からは、共働きしている妻の負担軽減のため、Xがより積極的に家事へ参加するよう迫られたり、収入面での不満を理由にA社からの退職を促されたりといった行為が繰り返されていた。

職場と家庭の双方でストレスを抱えていたXは、やがて抑うつ気分や耳鳴り、不眠といった症状を発するまでに至った。精神科医の診察を受けたところ、Xは「抑うつ状態」にあるとして休養や加療が必要と診断された。しかし、A社がXに対して勤務時間の短縮や担当業務の軽減といった措置を取ることはなかった。

その後間もなく、Xが自ら首をつって死亡しているのが発見された。

■ 判断 ■

Xが抑うつ状態と診断される直前2カ月の長時間労働が、業務における心理的負荷「強」と判断され、Xの精神障害は業務上の災害と認定された。一方、妻の両親との関係がXのストレスになっていたことは認められたが、心理的負荷の強度は弱いと評価された。

職場と家庭両方でストレスを抱えてうつ病に

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮城会
FP&SR オフィスONE

代表 中島 文之

第242回

■ 解説 ■

労働者がうつ病などの精神障害を発病した際、業務起因性の有無の判断基準となるのが「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号、以下「認定基準」）である。

認定基準では、「対象疾病を発症していること」「対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」「業務以外の心理的負荷および個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと」の3要件をすべて満たす場合のみ業務上の疾病として取り扱うとしている。

上記3要件のうち、「対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」とは、対象疾病の発病前6カ月の間に業務による出来事があり、当該出来事およびその後の状況による心理的負荷が客観的に対象疾病を発病されるおそれのある強い心理的負荷であると認められることをいう。心理的負荷となり得る業務上の出来事は認定基準の「別表1 業務による心理的負荷評価表」にて類型化され、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（Ⅰが弱く、Ⅲが強い。Ⅱはその中間）で評価している。この評価を基に、個々の事例における実態を検証したうえで、心理的負荷の総合評価が「弱・中・強」の三段階で下される。これらのうち総合評価「強」と判断されると、業務上疾病の認定要件の一つを満たすこととなる。

これを本件に当てはめると、Xは抑うつ状態と診断される前6カ月間に法定時間を大きく超える時間外労働を行っていた。これは別表1の項目16「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った」に該当し、平均



的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価される。しかしXの時間外労働はそれだけにとどまらず、精神障害発病前2カ月間における一月当たりの時間外労働は120時間を超えていた。これは別表1における「心理的負荷の強度を『強』と判断する具体例」に該当するため、心理的負荷の総合評価は「強」とされた。

また、業務上の疾病として認定されるためには、業務以外の心理的負荷による発病と認められないことも必要となる。認定基準の「別表2 業務以外の心理的負荷評価表」では、業務以外で心理的負荷となり得る出来事を列挙し、それぞれの出来事による心理的負荷の強度を「Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」で評価している。仮にそれらに該当する出来事があったとしても、「Ⅰ」もしくは「Ⅱ」としか評価されないのであれば、業務以外の要因による発病とは認められない。

Xは育児方針をめぐる妻の両親と意見が対立し、とくに舅とは険悪な関係にあったが、それらの出来事による心理的負荷の強度は「Ⅰ」と評価された。よってXの精神障害は、業務以外の心理的負荷による発病ではなく業務上の疾病と判断された。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp